

令和 8 年分 源泉徴収税額表

令和 8 年 1 月から源泉徴収税額表が変わります !!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。
詳しくは、19 ページの「税額表の使い方」をご覧ください。

【復興特別所得税について】

平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《 1 ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《 8 ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15 ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17 ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《17 ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18 ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第四）	《18 ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19 ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23 ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《25 ページ》

（注） この「源泉徴収税額表」は令和 7 年 7 月 1 日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月 10 日
 - 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
1 月から 6 月までの分…………… 7 月 10 日
7 月から 12 月までの分…………… 翌年の 1 月 20 日
- ※ 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署で忘れずに納付してください。
2 上記の 10 日又は 20 日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

令和 8 年 9 月下旬以降の所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更について

令和 8 年 9 月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）について、様式変更（A4 三つ折りサイズ程度の複写式から A4 サイズの単票式への変更等）を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の現行様式（複写式）については、令和 10 年 9 月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更については、国税庁ホームページ（「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」ページ）をご覧ください。
（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>）



「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002

給与所得の源泉徴収税額表（令和８年分）

（一）月 額 表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））（～194,999円）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 105,000	円 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その月の社 会保険料等 控除後の給 与等の金額 の3.063%に 相当する金 額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	280	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	380	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	580	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	680	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	790	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	890	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	990	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,090	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	4,700
127,000	129,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	5,000
129,000	131,000	1,400	0	0	0	0	0	0	0	5,300
131,000	133,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,500
133,000	135,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	5,800
135,000	137,000	1,710	0	0	0	0	0	0	0	6,100
137,000	139,000	1,810	190	0	0	0	0	0	0	6,400
139,000	141,000	1,910	300	0	0	0	0	0	0	6,700
141,000	143,000	2,010	400	0	0	0	0	0	0	7,000
143,000	145,000	2,110	500	0	0	0	0	0	0	7,400
145,000	147,000	2,220	600	0	0	0	0	0	0	7,700
147,000	149,000	2,320	700	0	0	0	0	0	0	8,000
149,000	151,000	2,420	810	0	0	0	0	0	0	8,300
151,000	153,000	2,520	910	0	0	0	0	0	0	8,600
153,000	155,000	2,620	1,010	0	0	0	0	0	0	8,900
155,000	157,000	2,730	1,110	0	0	0	0	0	0	9,200
157,000	159,000	2,830	1,210	0	0	0	0	0	0	9,500
159,000	161,000	2,910	1,300	0	0	0	0	0	0	9,800
161,000	163,000	2,980	1,370	0	0	0	0	0	0	10,100
163,000	165,000	3,050	1,440	0	0	0	0	0	0	10,400
165,000	167,000	3,120	1,510	0	0	0	0	0	0	10,700
167,000	169,000	3,200	1,580	0	0	0	0	0	0	11,000
169,000	171,000	3,270	1,650	0	0	0	0	0	0	11,300
171,000	173,000	3,340	1,730	100	0	0	0	0	0	11,500
173,000	175,000	3,410	1,800	170	0	0	0	0	0	11,800
175,000	177,000	3,480	1,870	250	0	0	0	0	0	12,100
177,000	179,000	3,550	1,940	320	0	0	0	0	0	12,500
179,000	181,000	3,620	2,010	390	0	0	0	0	0	12,800
181,000	183,000	3,700	2,080	460	0	0	0	0	0	13,300
183,000	185,000	3,770	2,150	530	0	0	0	0	0	14,000
185,000	187,000	3,840	2,230	600	0	0	0	0	0	14,700
187,000	189,000	3,910	2,300	670	0	0	0	0	0	15,400
189,000	191,000	3,980	2,370	750	0	0	0	0	0	16,100
191,000	193,000	4,050	2,440	820	0	0	0	0	0	16,800
193,000	195,000	4,120	2,510	890	0	0	0	0	0	17,600

(二)

(195,000円～331,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
195,000	197,000	4,200	2,580	960	0	0	0	0	0	18,300
197,000	199,000	4,270	2,650	1,030	0	0	0	0	0	19,000
199,000	201,000	4,340	2,730	1,100	0	0	0	0	0	19,700
201,000	203,000	4,410	2,800	1,170	0	0	0	0	0	20,400
203,000	205,000	4,480	2,870	1,250	0	0	0	0	0	21,000
205,000	207,000	4,550	2,940	1,320	0	0	0	0	0	21,700
207,000	209,000	4,630	3,010	1,390	0	0	0	0	0	22,500
209,000	211,000	4,700	3,080	1,460	0	0	0	0	0	23,000
211,000	213,000	4,770	3,150	1,530	0	0	0	0	0	23,600
213,000	215,000	4,840	3,230	1,600	0	0	0	0	0	24,100
215,000	217,000	4,910	3,300	1,670	0	0	0	0	0	24,700
217,000	219,000	4,980	3,370	1,750	130	0	0	0	0	25,300
219,000	221,000	5,050	3,440	1,820	200	0	0	0	0	25,800
221,000	224,000	5,150	3,520	1,910	300	0	0	0	0	26,400
224,000	227,000	5,250	3,630	2,020	400	0	0	0	0	27,500
227,000	230,000	5,360	3,740	2,120	510	0	0	0	0	28,500
230,000	233,000	5,460	3,850	2,240	610	0	0	0	0	29,500
233,000	236,000	5,570	3,950	2,340	720	0	0	0	0	30,500
236,000	239,000	5,680	4,060	2,450	830	0	0	0	0	31,500
239,000	242,000	5,790	4,170	2,550	940	0	0	0	0	32,600
242,000	245,000	5,890	4,280	2,660	1,040	0	0	0	0	33,600
245,000	248,000	6,000	4,380	2,770	1,150	0	0	0	0	34,600
248,000	251,000	6,110	4,490	2,880	1,260	0	0	0	0	35,500
251,000	254,000	6,220	4,590	2,980	1,370	0	0	0	0	36,600
254,000	257,000	6,320	4,710	3,090	1,470	0	0	0	0	37,600
257,000	260,000	6,430	4,810	3,200	1,580	0	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,650	5,020	3,410	1,800	170	0	0	0	40,600
266,000	269,000	6,750	5,140	3,520	1,900	290	0	0	0	41,700
269,000	272,000	6,860	5,240	3,620	2,010	390	0	0	0	42,700
272,000	275,000	6,960	5,350	3,740	2,110	500	0	0	0	43,700
275,000	278,000	7,080	5,450	3,840	2,230	600	0	0	0	44,700
278,000	281,000	7,180	5,560	3,950	2,330	710	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,290	5,670	4,050	2,440	820	0	0	0	46,700
284,000	287,000	7,390	5,780	4,170	2,540	930	0	0	0	47,800
287,000	290,000	7,500	5,880	4,270	2,650	1,030	0	0	0	48,900
290,000	293,000	7,610	5,990	4,380	2,760	1,140	0	0	0	50,000
293,000	296,000	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	0	0	0	51,300
296,000	299,000	7,820	6,210	4,590	2,970	1,360	0	0	0	52,400
299,000	302,000	7,930	6,320	4,700	3,080	1,470	0	0	0	53,600
302,000	305,000	8,060	6,440	4,820	3,210	1,590	0	0	0	54,500
305,000	308,000	8,180	6,570	4,940	3,330	1,720	0	0	0	55,200
308,000	311,000	8,300	6,690	5,060	3,450	1,840	210	0	0	56,100
311,000	314,000	8,550	6,810	5,190	3,570	1,960	340	0	0	56,900
314,000	317,000	8,790	6,930	5,310	3,700	2,080	460	0	0	57,700
317,000	320,000	9,040	7,060	5,430	3,820	2,210	580	0	0	58,500
320,000	323,000	9,280	7,180	5,550	3,940	2,330	700	0	0	59,500
323,000	326,000	9,530	7,300	5,680	4,060	2,450	830	0	0	60,500
326,000	329,000	9,770	7,420	5,800	4,190	2,570	950	0	0	61,600
329,000	332,000	10,020	7,550	5,920	4,310	2,700	1,070	0	0	62,600

(三)

(332,000円～481,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	1,190	0	0	63,700
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	1,320	0	0	64,700
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	1,440	0	0	65,800
341,000	344,000	11,000	8,040	6,410	4,800	3,190	1,560	0	0	66,800
344,000	347,000	11,240	8,160	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	67,800
347,000	350,000	11,490	8,280	6,660	5,040	3,430	1,810	190	0	68,800
350,000	353,000	11,730	8,500	6,780	5,170	3,550	1,930	320	0	69,800
353,000	356,000	11,980	8,750	6,900	5,290	3,680	2,050	440	0	70,900
356,000	359,000	12,220	9,000	7,020	5,410	3,800	2,170	560	0	71,900
359,000	362,000	12,470	9,240	7,150	5,530	3,920	2,300	680	0	72,900
362,000	365,000	12,710	9,490	7,270	5,660	4,040	2,420	810	0	73,900
365,000	368,000	12,960	9,730	7,390	5,780	4,170	2,540	930	0	74,900
368,000	371,000	13,200	9,980	7,510	5,900	4,290	2,660	1,050	0	76,000
371,000	374,000	13,450	10,220	7,640	6,020	4,410	2,790	1,170	0	76,900
374,000	377,000	13,690	10,470	7,760	6,150	4,530	2,910	1,300	0	77,800
377,000	380,000	13,940	10,710	7,880	6,270	4,660	3,030	1,420	0	78,700
380,000	383,000	14,180	10,960	8,000	6,390	4,780	3,150	1,540	0	79,600
383,000	386,000	14,430	11,200	8,130	6,510	4,900	3,280	1,660	0	80,600
386,000	389,000	14,670	11,450	8,250	6,640	5,020	3,400	1,790	170	82,000
389,000	392,000	14,920	11,690	8,450	6,760	5,150	3,520	1,910	300	83,600
392,000	395,000	15,160	11,940	8,700	6,880	5,270	3,640	2,030	420	85,400
395,000	398,000	15,410	12,180	8,940	7,000	5,390	3,770	2,150	540	87,100
398,000	401,000	15,650	12,430	9,190	7,130	5,510	3,890	2,280	660	88,700
401,000	404,000	15,900	12,670	9,430	7,250	5,640	4,010	2,400	790	90,500
404,000	407,000	16,140	12,920	9,680	7,370	5,760	4,140	2,520	910	92,200
407,000	410,000	16,390	13,160	9,920	7,490	5,880	4,260	2,640	1,030	93,800
410,000	413,000	16,630	13,410	10,170	7,620	6,000	4,380	2,770	1,150	95,600
413,000	416,000	16,880	13,650	10,410	7,740	6,130	4,500	2,890	1,280	97,300
416,000	419,000	17,120	13,900	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	1,400	98,900
419,000	422,000	17,370	14,140	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	1,520	100,700
422,000	425,000	17,610	14,390	11,150	8,110	6,490	4,870	3,260	1,640	102,400
425,000	428,000	17,860	14,630	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	1,770	104,000
428,000	431,000	18,100	14,880	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	1,890	105,800
431,000	434,000	18,350	15,120	11,880	8,650	6,860	5,240	3,620	2,010	107,500
434,000	437,000	18,590	15,370	12,130	8,890	6,980	5,360	3,750	2,130	109,100
437,000	440,000	18,840	15,610	12,370	9,140	7,110	5,480	3,870	2,260	110,900
440,000	443,000	19,080	15,860	12,620	9,380	7,230	5,610	3,990	2,380	112,600
443,000	446,000	19,330	16,100	12,860	9,630	7,350	5,730	4,110	2,500	114,200
446,000	449,000	19,570	16,350	13,110	9,870	7,470	5,850	4,240	2,620	116,000
449,000	452,000	19,860	16,590	13,350	10,120	7,600	5,970	4,360	2,750	117,600
452,000	455,000	20,350	16,840	13,600	10,360	7,720	6,100	4,480	2,870	119,400
455,000	458,000	20,840	17,080	13,840	10,610	7,840	6,220	4,600	2,990	121,100
458,000	461,000	21,330	17,330	14,090	10,850	7,960	6,340	4,730	3,110	122,700
461,000	464,000	21,820	17,570	14,330	11,100	8,090	6,460	4,850	3,240	124,500
464,000	467,000	22,310	17,820	14,580	11,340	8,210	6,590	4,970	3,360	126,200
467,000	470,000	22,800	18,060	14,820	11,590	8,360	6,710	5,090	3,480	127,800
470,000	473,000	23,290	18,310	15,070	11,830	8,610	6,830	5,220	3,600	129,600
473,000	476,000	23,780	18,550	15,320	12,080	8,850	6,950	5,340	3,730	131,200
476,000	479,000	24,270	18,800	15,560	12,320	9,100	7,080	5,460	3,850	132,800
479,000	482,000	24,760	19,040	15,810	12,570	9,340	7,200	5,580	3,970	134,500

(四)

(482,000円～631,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
482,000	485,000	25,250	19,290	16,050	12,810	9,590	7,320	5,710	4,090	136,100
485,000	488,000	25,740	19,530	16,300	13,060	9,830	7,440	5,830	4,220	137,600
488,000	491,000	26,230	19,780	16,540	13,300	10,080	7,570	5,950	4,340	139,300
491,000	494,000	26,720	20,260	16,790	13,550	10,320	7,690	6,070	4,460	140,900
494,000	497,000	27,210	20,750	17,030	13,790	10,570	7,810	6,200	4,580	142,500
497,000	500,000	27,700	21,240	17,280	14,040	10,810	7,930	6,320	4,710	144,100
500,000	503,000	28,190	21,730	17,520	14,280	11,060	8,060	6,440	4,830	145,700
503,000	506,000	28,680	22,220	17,770	14,530	11,300	8,180	6,570	4,950	147,300
506,000	509,000	29,170	22,710	18,010	14,770	11,550	8,310	6,690	5,070	149,000
509,000	512,000	29,660	23,200	18,260	15,020	11,790	8,560	6,810	5,200	150,500
512,000	515,000	30,150	23,690	18,500	15,260	12,040	8,800	6,930	5,320	152,100
515,000	518,000	30,640	24,180	18,750	15,510	12,280	9,050	7,060	5,440	153,800
518,000	521,000	31,130	24,670	18,990	15,750	12,530	9,290	7,180	5,560	155,400
521,000	524,000	31,620	25,160	19,240	16,000	12,770	9,540	7,300	5,690	156,900
524,000	527,000	32,110	25,650	19,480	16,240	13,020	9,780	7,420	5,810	158,600
527,000	530,000	32,600	26,140	19,730	16,490	13,260	10,030	7,550	5,930	160,200
530,000	533,000	33,090	26,630	20,160	16,730	13,510	10,270	7,670	6,050	161,600
533,000	536,000	33,580	27,120	20,650	16,980	13,750	10,520	7,790	6,180	163,200
536,000	539,000	34,070	27,610	21,140	17,220	14,000	10,760	7,910	6,300	164,600
539,000	542,000	34,560	28,100	21,630	17,470	14,240	11,010	8,040	6,420	166,000
542,000	545,000	35,050	28,590	22,130	17,710	14,490	11,250	8,160	6,540	167,500
545,000	548,000	35,540	29,080	22,620	17,960	14,730	11,500	8,280	6,670	169,000
548,000	551,000	36,030	29,570	23,110	18,200	14,980	11,740	8,500	6,790	170,500
551,000	554,000	36,570	30,110	23,650	18,480	15,240	12,020	8,780	6,920	171,900
554,000	557,000	37,120	30,660	24,200	18,760	15,520	12,290	9,060	7,060	173,400
557,000	560,000	37,670	31,210	24,750	19,030	15,790	12,570	9,330	7,200	174,900
560,000	563,000	38,230	31,760	25,300	19,310	16,070	12,840	9,610	7,330	176,300
563,000	566,000	38,780	32,310	25,850	19,580	16,350	13,120	9,880	7,470	177,900
566,000	569,000	39,330	32,870	26,400	19,930	16,620	13,400	10,160	7,610	179,300
569,000	572,000	39,880	33,420	26,950	20,480	16,900	13,670	10,430	7,750	180,700
572,000	575,000	40,430	33,970	27,510	21,030	17,170	13,950	10,710	7,880	182,200
575,000	578,000	40,980	34,520	28,060	21,580	17,450	14,220	10,990	8,030	183,700
578,000	581,000	41,530	35,070	28,610	22,140	17,720	14,500	11,260	8,160	185,200
581,000	584,000	42,090	35,620	29,160	22,690	18,000	14,770	11,540	8,300	186,600
584,000	587,000	42,640	36,170	29,710	23,240	18,280	15,050	11,810	8,580	188,100
587,000	590,000	43,190	36,730	30,260	23,790	18,550	15,330	12,090	8,850	189,600
590,000	593,000	43,740	37,280	30,810	24,340	18,830	15,600	12,360	9,130	191,000
593,000	596,000	44,290	37,830	31,370	24,890	19,100	15,880	12,640	9,400	192,600
596,000	599,000	44,840	38,380	31,920	25,440	19,380	16,150	12,920	9,680	194,000
599,000	602,000	45,390	38,930	32,470	25,990	19,650	16,430	13,190	9,950	195,400
602,000	605,000	45,950	39,480	33,020	26,550	20,080	16,700	13,470	10,230	197,000
605,000	608,000	46,500	40,030	33,570	27,100	20,630	16,980	13,740	10,510	198,400
608,000	611,000	47,050	40,580	34,120	27,650	21,190	17,250	14,020	10,780	199,900
611,000	614,000	47,600	41,140	34,670	28,200	21,740	17,530	14,290	11,060	201,300
614,000	617,000	48,150	41,690	35,220	28,750	22,290	17,810	14,570	11,330	202,800
617,000	620,000	48,700	42,240	35,780	29,300	22,840	18,080	14,850	11,610	204,300
620,000	623,000	49,250	42,790	36,330	29,850	23,390	18,360	15,120	11,880	205,700
623,000	626,000	49,800	43,340	36,880	30,410	23,940	18,630	15,400	12,160	207,300
626,000	629,000	50,360	43,890	37,430	30,960	24,490	18,910	15,670	12,440	208,700
629,000	632,000	50,910	44,440	37,980	31,510	25,050	19,180	15,950	12,710	210,100

(五)

(632,000円～789,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
632,000	635,000	51,460	45,000	38,530	32,060	25,600	19,460	16,220	12,990	211,700
635,000	638,000	52,010	45,550	39,080	32,610	26,150	19,740	16,500	13,260	213,100
638,000	641,000	52,560	46,100	39,640	33,160	26,700	20,240	16,780	13,540	214,600
641,000	644,000	53,110	46,650	40,190	33,710	27,250	20,790	17,050	13,810	215,900
644,000	647,000	53,660	47,200	40,740	34,260	27,800	21,340	17,330	14,090	217,000
647,000	650,000	54,220	47,750	41,290	34,820	28,350	21,890	17,600	14,370	218,000
650,000	653,000	54,770	48,300	41,840	35,370	28,900	22,440	17,880	14,640	219,000
653,000	656,000	55,320	48,850	42,390	35,920	29,460	22,990	18,150	14,920	220,000
656,000	659,000	55,870	49,410	42,940	36,470	30,010	23,540	18,430	15,190	221,000
659,000	662,000	56,420	49,960	43,490	37,020	30,560	24,100	18,700	15,470	222,100
662,000	665,000	56,970	50,510	44,050	37,570	31,110	24,650	18,980	15,740	223,100
665,000	668,000	57,520	51,060	44,600	38,120	31,660	25,200	19,260	16,020	224,100
668,000	671,000	58,070	51,610	45,150	38,680	32,210	25,750	19,530	16,300	225,000
671,000	674,000	58,630	52,160	45,700	39,230	32,760	26,300	19,830	16,570	226,000
674,000	677,000	59,180	52,710	46,250	39,780	33,320	26,850	20,380	16,850	227,100
677,000	680,000	59,730	53,270	46,800	40,330	33,870	27,400	20,930	17,120	228,100
680,000	683,000	60,280	53,820	47,350	40,880	34,420	27,950	21,480	17,400	229,100
683,000	686,000	60,830	54,370	47,910	41,430	34,970	28,510	22,030	17,670	230,100
686,000	689,000	61,380	54,920	48,460	41,980	35,520	29,060	22,580	17,950	231,500
689,000	692,000	61,930	55,470	49,010	42,530	36,070	29,610	23,140	18,220	233,000
692,000	695,000	62,490	56,020	49,560	43,090	36,620	30,160	23,690	18,500	234,500
695,000	698,000	63,040	56,570	50,110	43,640	37,170	30,710	24,240	18,780	236,100
698,000	701,000	63,590	57,120	50,660	44,190	37,730	31,260	24,790	19,050	237,600
701,000	704,000	64,140	57,680	51,210	44,740	38,280	31,810	25,340	19,330	239,100
704,000	707,000	64,690	58,230	51,760	45,290	38,830	32,370	25,890	19,600	240,800
707,000	710,000	65,250	58,780	52,320	45,850	39,380	32,920	26,450	19,980	242,300
710,000	713,000	65,860	59,390	52,930	46,470	39,990	33,530	27,070	20,590	243,800
713,000	716,000	66,480	60,000	53,540	47,080	40,610	34,140	27,680	21,210	245,300
716,000	719,000	67,090	60,620	54,150	47,690	41,220	34,750	28,290	21,820	246,900
719,000	722,000	67,700	61,230	54,770	48,300	41,830	35,370	28,900	22,430	248,400
722,000	725,000	68,320	61,840	55,380	48,920	42,440	35,980	29,520	23,040	250,000
725,000	728,000	68,930	62,450	55,990	49,530	43,060	36,590	30,130	23,660	251,600
728,000	731,000	69,540	63,070	56,600	50,140	43,670	37,210	30,740	24,270	253,100
731,000	734,000	70,150	63,680	57,220	50,750	44,280	37,820	31,350	24,880	254,600
734,000	737,000	70,770	64,290	57,830	51,370	44,890	38,430	31,970	25,490	256,200
737,000	740,000	71,380	64,900	58,440	51,980	45,510	39,040	32,580	26,110	257,700
740,000円		71,680	65,210	58,750	52,290	45,810	39,350	32,890	26,410	259,200
740,000円を超え 790,000円に満た ない金額		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 740,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額								259,200 円 に、 その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の うち740,000円を 超える金額の 40.84%に相当 する金額を加算 した金額

(六)

(790,000円～3,499,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
790,000円		円 81,890	円 75,420	円 68,960	円 62,500	円 56,020	円 49,560	円 43,100	円 36,620	259,200 円 に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額
790,000円を超え960,000円に満たない金額		790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額								
960,000円		円 121,820	円 115,340	円 108,880	円 102,420	円 95,940	円 89,480	円 83,020	円 76,540	
960,000円を超え1,710,000円に満たない金額		960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額								円 655,400
1,710,000円		円 374,520	円 368,040	円 361,580	円 355,120	円 348,640	円 342,180	円 335,720	円 329,240	
1,710,000円を超え2,130,000円に満たない金額		1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,130,000円		円 549,440	円 542,970	円 536,500	円 530,040	円 523,570	円 517,110	円 510,640	円 504,170	655,400 円 に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額
2,130,000円を超え2,170,000円に満たない金額		2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円		円 571,220	円 564,750	円 558,280	円 551,820	円 545,350	円 538,880	円 532,420	円 525,950	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								円 547,730
2,210,000円		円 593,000	円 586,520	円 580,060	円 573,600	円 567,120	円 560,660	円 554,200	円 547,730	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		円 614,770	円 608,300	円 601,840	円 595,380	円 588,900	円 582,440	円 575,980	円 569,500	円 569,500
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								

(七)

(3,500,000円～)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
3,500,000円		円 1,125,270	円 1,118,800	円 1,112,340	円 1,105,880	円 1,099,400	円 1,092,940	円 1,086,480	円 1,080,000	655,400 円 に、 その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の うち1,710,000円 を超える金額の 45.945%に相当 する金額を加算 した金額
3,500,000円を超え る金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 3,500,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,610円を控除した金額										従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 1,610円を、上の 各欄によって求 めた税額から控 除した金額

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
 - まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族(以下この表において「国外居住親族」といいます。)である場合には、親族に該当する旨を証する書類(その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類。2において同じです。)がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
 - 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
 - (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。以下この表において同じです。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者(障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。)
 その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わるところに記載されている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。

給与所得の源泉徴収税額表（令和８年分）

（一）日 額 表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第二（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））（～7,999円）

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額	0
3,500	3,600	5	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	10	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	15	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	20	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	25	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	30	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	35	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	40	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,300	4,400	45	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	50	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,500	4,600	55	5	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	60	10	0	0	0	0	0	0	220	0
4,700	4,800	65	15	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	70	20	0	0	0	0	0	0	260	0
4,900	5,000	75	25	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	80	30	0	0	0	0	0	0	290	0
5,100	5,200	85	35	0	0	0	0	0	0	300	0
5,200	5,300	90	40	0	0	0	0	0	0	310	0
5,300	5,400	95	40	0	0	0	0	0	0	330	0
5,400	5,500	100	45	0	0	0	0	0	0	340	0
5,500	5,600	100	50	0	0	0	0	0	0	360	0
5,600	5,700	105	55	0	0	0	0	0	0	370	0
5,700	5,800	110	55	5	0	0	0	0	0	390	0
5,800	5,900	115	60	5	0	0	0	0	0	400	0
5,900	6,000	115	65	10	0	0	0	0	0	420	0
6,000	6,100	120	65	15	0	0	0	0	0	430	0
6,100	6,200	125	70	15	0	0	0	0	0	470	0
6,200	6,300	125	75	20	0	0	0	0	0	500	0
6,300	6,400	130	75	25	0	0	0	0	0	540	0
6,400	6,500	135	80	30	0	0	0	0	0	570	0
6,500	6,600	135	85	30	0	0	0	0	0	610	0
6,600	6,700	140	90	35	0	0	0	0	0	640	0
6,700	6,800	150	90	40	0	0	0	0	0	680	0
6,800	6,900	155	95	40	0	0	0	0	0	710	0
6,900	7,000	155	100	45	0	0	0	0	0	750	0
7,000	7,100	160	100	50	0	0	0	0	0	780	0
7,100	7,200	165	105	50	0	0	0	0	0	810	0
7,200	7,300	165	110	55	5	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	170	110	60	5	0	0	0	0	860	0
7,400	7,500	175	115	65	10	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	175	120	65	15	0	0	0	0	930	0
7,600	7,700	180	125	70	15	0	0	0	0	960	0
7,700	7,800	185	125	75	20	0	0	0	0	990	0
7,800	7,900	190	130	75	25	0	0	0	0	1,030	0
7,900	8,000	190	135	80	30	0	0	0	0	1,060	0

(二)

(8,000円～12,999円)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	8,100	195	135	85	30	0	0	0	0	1,090	0
8,100	8,200	200	140	85	35	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	200	150	90	40	0	0	0	0	1,160	0
8,300	8,400	205	150	95	40	0	0	0	0	1,190	0
8,400	8,500	210	155	100	45	0	0	0	0	1,240	0
8,500	8,600	210	160	100	50	0	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	215	165	105	50	0	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	220	165	110	55	5	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	225	170	110	60	5	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	225	175	115	65	10	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	230	175	120	65	15	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	235	180	120	70	15	0	0	0	1,470	0
9,200	9,300	235	185	125	75	20	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	240	185	130	75	25	0	0	0	1,530	0
9,400	9,500	245	190	135	80	25	0	0	0	1,570	0
9,500	9,600	245	195	135	85	30	0	0	0	1,600	0
9,600	9,700	250	200	140	85	35	0	0	0	1,640	0
9,700	9,800	255	200	150	90	40	0	0	0	1,680	0
9,800	9,900	260	205	150	95	40	0	0	0	1,730	1
9,900	10,000	260	210	155	100	45	0	0	0	1,760	5
10,000	10,100	265	210	160	100	50	0	0	0	1,800	8
10,100	10,200	270	215	165	105	55	0	0	0	1,830	12
10,200	10,300	275	220	165	110	55	5	0	0	1,850	15
10,300	10,400	280	225	170	115	60	10	0	0	1,880	19
10,400	10,500	285	230	175	115	65	10	0	0	1,910	22
10,500	10,600	295	230	180	120	70	15	0	0	1,930	26
10,600	10,700	300	235	185	125	75	20	0	0	1,960	29
10,700	10,800	310	240	185	130	75	25	0	0	2,000	33
10,800	10,900	320	245	190	135	80	30	0	0	2,030	36
10,900	11,000	325	250	195	135	85	30	0	0	2,060	40
11,000	11,100	335	250	200	140	90	35	0	0	2,100	43
11,100	11,200	340	255	205	150	95	40	0	0	2,130	47
11,200	11,300	350	260	205	155	95	45	0	0	2,160	51
11,300	11,400	360	265	210	160	100	50	0	0	2,210	55
11,400	11,500	365	270	215	160	105	50	0	0	2,240	58
11,500	11,600	375	270	220	165	110	55	5	0	2,270	62
11,600	11,700	380	275	225	170	115	60	5	0	2,310	65
11,700	11,800	395	285	225	175	115	65	10	0	2,340	69
11,800	11,900	405	290	230	180	120	70	15	0	2,370	72
11,900	12,000	410	300	235	180	125	70	20	0	2,410	76
12,000	12,100	420	310	240	185	130	75	25	0	2,440	79
12,100	12,200	425	315	245	190	135	80	25	0	2,470	83
12,200	12,300	435	325	245	195	135	85	30	0	2,510	86
12,300	12,400	445	330	250	200	140	90	35	0	2,540	90
12,400	12,500	450	340	255	200	150	90	40	0	2,570	93
12,500	12,600	460	350	260	205	155	95	45	0	2,600	98
12,600	12,700	465	355	265	210	160	100	45	0	2,630	101
12,700	12,800	475	365	265	215	160	105	50	0	2,660	105
12,800	12,900	485	370	270	220	165	110	55	0	2,700	108
12,900	13,000	490	380	275	220	170	110	60	5	2,750	112

(三)

(13,000円～17,999円)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,000	13,100	500	395	285	225	175	115	65	10	2,810	115
13,100	13,200	505	400	290	230	180	120	65	15	2,870	119
13,200	13,300	515	410	300	235	180	125	70	20	2,920	122
13,300	13,400	525	415	305	240	185	130	75	20	2,980	126
13,400	13,500	530	425	315	240	190	130	80	25	3,030	129
13,500	13,600	540	435	325	245	195	135	85	30	3,090	133
13,600	13,700	545	440	330	250	200	140	85	35	3,140	136
13,700	13,800	555	450	340	255	200	150	90	40	3,210	140
13,800	13,900	565	455	345	260	205	155	95	40	3,260	144
13,900	14,000	570	465	355	260	210	155	100	45	3,320	149
14,000	14,100	580	475	365	265	215	160	105	50	3,380	153
14,100	14,200	585	480	370	270	220	165	105	55	3,430	157
14,200	14,300	595	490	380	275	220	170	110	60	3,490	161
14,300	14,400	605	495	385	280	225	175	115	60	3,540	165
14,400	14,500	610	505	400	290	230	175	120	65	3,600	169
14,500	14,600	620	515	410	295	235	180	125	70	3,660	173
14,600	14,700	625	520	415	305	240	185	125	75	3,720	177
14,700	14,800	640	530	425	315	240	190	130	80	3,770	181
14,800	14,900	650	535	430	320	245	195	135	80	3,830	185
14,900	15,000	655	545	440	330	250	195	140	85	3,880	189
15,000	15,100	670	555	450	335	255	200	150	90	3,940	193
15,100	15,200	685	560	455	345	260	205	150	95	4,000	198
15,200	15,300	700	570	465	355	260	210	155	100	4,050	202
15,300	15,400	715	575	470	360	265	215	160	100	4,110	206
15,400	15,500	730	585	480	370	270	215	165	105	4,170	210
15,500	15,600	750	595	490	375	275	220	170	110	4,230	214
15,600	15,700	765	600	495	385	280	225	170	115	4,280	218
15,700	15,800	780	610	505	400	290	230	175	120	4,340	222
15,800	15,900	795	615	510	405	295	235	180	120	4,390	226
15,900	16,000	810	625	520	415	305	235	185	125	4,440	230
16,000	16,100	830	640	530	420	310	240	190	130	4,500	234
16,100	16,200	845	645	535	430	320	245	190	135	4,550	238
16,200	16,300	860	655	545	440	330	250	195	140	4,600	242
16,300	16,400	880	665	550	445	335	255	200	140	4,660	247
16,400	16,500	895	680	560	455	345	255	205	150	4,720	251
16,500	16,600	915	695	570	460	350	260	210	155	4,770	255
16,600	16,700	930	710	575	470	360	265	210	160	4,820	259
16,700	16,800	945	730	585	480	370	270	215	165	4,870	263
16,800	16,900	960	745	590	485	375	275	220	165	4,930	267
16,900	17,000	975	760	600	495	385	280	225	170	4,980	271
17,000	17,100	995	775	610	500	395	285	230	175	5,030	275
17,100	17,200	1,010	790	615	510	405	295	230	180	5,080	279
17,200	17,300	1,025	810	625	520	415	300	235	185	5,150	283
17,300	17,400	1,040	825	635	525	420	310	240	185	5,200	287
17,400	17,500	1,055	840	645	535	430	320	245	190	5,250	292
17,500	17,600	1,075	855	655	540	435	325	250	195	5,300	296
17,600	17,700	1,090	870	660	550	445	335	250	200	5,360	300
17,700	17,800	1,105	895	675	560	455	340	255	205	5,400	304
17,800	17,900	1,125	910	695	565	460	350	260	205	5,450	308
17,900	18,000	1,140	925	710	575	470	360	265	210	5,500	312

(四)

(18,000円～22,999円)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,000	18,100	1,160	940	725	580	475	365	270	215	5,550	316
18,100	18,200	1,175	955	740	590	485	375	270	220	5,610	320
18,200	18,300	1,190	975	755	600	495	380	275	225	5,650	324
18,300	18,400	1,205	990	775	605	500	395	285	225	5,700	328
18,400	18,500	1,225	1,010	790	615	510	405	295	230	5,750	332
18,500	18,600	1,240	1,025	810	625	520	415	305	235	5,800	336
18,600	18,700	1,260	1,045	830	640	530	420	310	240	5,850	341
18,700	18,800	1,280	1,060	845	645	535	430	320	245	5,890	345
18,800	18,900	1,295	1,080	865	655	545	440	330	250	5,940	349
18,900	19,000	1,315	1,100	885	670	555	450	340	255	5,990	353
19,000	19,100	1,330	1,115	905	690	565	460	350	260	6,040	357
19,100	19,200	1,350	1,140	925	705	575	465	355	265	6,100	361
19,200	19,300	1,375	1,155	940	725	580	475	365	270	6,140	365
19,300	19,400	1,390	1,175	960	740	590	485	375	270	6,190	369
19,400	19,500	1,410	1,195	975	760	600	495	385	280	6,240	373
19,500	19,600	1,425	1,210	995	780	610	505	400	285	6,290	378
19,600	19,700	1,445	1,230	1,015	795	620	510	405	295	6,340	386
19,700	19,800	1,465	1,245	1,030	815	625	520	415	305	6,380	395
19,800	19,900	1,480	1,265	1,050	830	640	530	425	315	6,430	403
19,900	20,000	1,500	1,285	1,065	850	650	540	435	325	6,480	411
20,000	20,100	1,515	1,300	1,085	870	660	550	445	330	6,530	419
20,100	20,200	1,535	1,320	1,105	890	675	555	450	340	6,590	427
20,200	20,300	1,555	1,335	1,125	910	695	565	460	350	6,630	435
20,300	20,400	1,570	1,355	1,145	925	710	575	470	360	6,680	444
20,400	20,500	1,590	1,380	1,160	945	730	585	480	370	6,730	452
20,500	20,600	1,610	1,395	1,180	965	745	595	490	375	6,780	460
20,600	20,700	1,630	1,415	1,200	980	765	600	495	385	6,830	468
20,700	20,800	1,650	1,430	1,215	1,000	785	610	505	400	6,870	476
20,800	20,900	1,665	1,450	1,235	1,015	800	620	515	410	6,920	484
20,900	21,000	1,685	1,470	1,250	1,035	820	635	525	420	6,970	493
21,000	21,100	1,700	1,485	1,270	1,055	835	645	535	425	7,020	501
21,100	21,200	1,720	1,505	1,290	1,070	855	650	540	435	7,080	509
21,200	21,300	1,740	1,520	1,305	1,090	880	660	550	445	7,120	517
21,300	21,400	1,755	1,540	1,325	1,105	895	680	560	455	7,170	525
21,400	21,500	1,775	1,560	1,340	1,130	915	700	570	465	7,210	533
21,500	21,600	1,790	1,575	1,365	1,150	930	715	580	470	7,250	542
21,600	21,700	1,810	1,595	1,385	1,165	950	735	585	480	7,280	550
21,700	21,800	1,830	1,615	1,400	1,185	970	750	595	490	7,310	558
21,800	21,900	1,850	1,635	1,420	1,200	985	770	605	500	7,340	566
21,900	22,000	1,870	1,655	1,435	1,220	1,005	790	615	510	7,380	574
22,000	22,100	1,885	1,670	1,455	1,240	1,020	805	625	515	7,410	582
22,100	22,200	1,905	1,690	1,475	1,255	1,040	825	635	525	7,440	591
22,200	22,300	1,925	1,705	1,490	1,275	1,060	840	645	535	7,480	599
22,300	22,400	1,940	1,725	1,510	1,290	1,075	860	655	545	7,510	607
22,400	22,500	1,960	1,745	1,525	1,310	1,095	885	665	555	7,550	615
22,500	22,600	1,975	1,760	1,545	1,330	1,110	900	685	560	7,590	623
22,600	22,700	1,995	1,780	1,565	1,345	1,135	920	705	570	7,620	631
22,700	22,800	2,015	1,795	1,580	1,370	1,155	935	720	580	7,650	640
22,800	22,900	2,030	1,815	1,600	1,385	1,170	955	740	590	7,680	648
22,900	23,000	2,050	1,835	1,620	1,405	1,190	975	755	600	7,730	656

(五)

(23,000円～57,499円)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	23,100	2,065	1,855	1,640	1,425	1,205	990	775	605	7,780	664
23,100	23,200	2,085	1,875	1,660	1,440	1,225	1,010	795	615	7,830	672
23,200	23,300	2,110	1,890	1,675	1,460	1,245	1,025	810	625	7,880	681
23,300	23,400	2,125	1,910	1,695	1,475	1,260	1,045	830	640	7,940	689
23,400	23,500	2,145	1,930	1,710	1,495	1,280	1,065	845	650	7,990	697
23,500	23,600	2,160	1,945	1,730	1,515	1,295	1,080	865	655	8,050	705
23,600	23,700	2,180	1,965	1,750	1,530	1,315	1,100	890	670	8,100	713
23,700	23,800	2,200	1,985	1,770	1,550	1,335	1,125	910	690	8,150	721
23,800	23,900	2,220	2,005	1,790	1,570	1,355	1,145	930	710	8,200	730
23,900	24,000	2,240	2,025	1,810	1,590	1,380	1,165	950	730	8,250	738
24,000円		2,250	2,035	1,820	1,600	1,390	1,175	960	740	8,300	746
24,000円を超え 26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額								8,300円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額	746円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10.21%に相当する金額を加算した金額
26,500円		円 2,760	円 2,545	円 2,330	円 2,115	円 1,900	円 1,685	円 1,470	円 1,250	円 1,001	
26,500円を超え 32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額								1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	
32,500円		円 4,170	円 3,955	円 3,740	円 3,525	円 3,310	円 3,095	円 2,880	円 2,660	円 2,226	
32,500円を超え 57,500円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額								2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25.525%に相当する金額を加算した金額	

(六)

(57,500円～116,499円)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
57,500円		円 12,595	円 12,380	円 12,165	円 11,950	円 11,735	円 11,520	円 11,305	円 11,085	円 21,980	円 8,608
57,500円を超え 71,000円に満たない金額		57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								21,980円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額	8,608円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額
71,000円		円 18,225	円 18,010	円 17,795	円 17,575	円 17,360	円 17,145	円 16,935	円 16,715		
71,000円を超え 72,500円に満たない金額		71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
72,500円		円 19,020	円 18,805	円 18,590	円 18,370	円 18,160	円 17,945	円 17,730	円 17,510		
72,500円を超え 73,500円に満たない金額		72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
73,500円		円 19,615	円 19,400	円 19,185	円 18,965	円 18,750	円 18,535	円 18,320	円 18,100		
73,500円を超え 75,000円に満たない金額		73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
75,000円		円 20,410	円 20,195	円 19,980	円 19,760	円 19,545	円 19,330	円 19,120	円 18,900		
75,000円を超え 116,500円に満たない金額		75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									

(七)

(116,500円～)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
116,500円		円 37,360	円 37,145	円 36,930	円 36,710	円 36,495	円 36,280	円 36,070	円 35,850	21,980円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額	円 28,486
116,500円を超える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額								28,486円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額	—

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
 - まず、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族(以下この表において「国外居住親族」といいます。)である場合には、親族に該当する旨を証する書類(その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類。2において同じです。)がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
 - 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
 - (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。以下同じです。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者(障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限り、)に該当する人がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
 - 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。)
- (2)に該当する場合を除き、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、)の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。
 - その給与等が所得税法第185条第1項第3号に掲げる給与等(労働した日ごとに支払われる給与等)であるときは、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
- ただし、継続して2か月を超えて支払うこととなった場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われる給与等は、労働した日ごとに支払われる給与等には含まれませんので、税額の求め方は1又は2(1)によります。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和８年分）

（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第三（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	82	千円未満	107	千円未満	143	千円未満	181	千円未満
2.042	82	94	107	250	143	276	181	300
4.084	94	260	250	289	276	321	300	354
6.126	260	309	289	346	321	377	354	405
8.168	309	342	346	373	377	400	405	424
10.210	342	372	373	401	400	426	424	452
12.252	372	402	401	430	426	457	452	484
14.294	402	433	430	463	457	492	484	517
16.336	433	520	463	520	492	525	517	550
18.378	520	605	520	621	525	636	550	651
20.420	605	684	621	705	636	728	651	751
22.462	684	715	705	739	728	764	751	788
24.504	715	752	739	778	764	804	788	830
26.546	752	795	778	821	804	848	830	876
28.588	795	854	821	882	848	910	876	938
30.630	854	922	882	952	910	983	938	1,013
32.672	922	1,318	952	1,342	983	1,367	1,013	1,391
35.735	1,318	1,521	1,342	1,526	1,367	1,526	1,391	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495	千円以上	3,527	千円以上	3,559	千円以上	3,590	千円以上

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族（以下この表において「国外居住親族」といいます。）である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。

								乙	
等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 218	千円 千円未満	千円 251	千円 千円未満	千円 284	千円 千円未満	千円 317	千円 千円未満	千円	千円
218	300	251	304	284	343	317	383	224	千円未満
300	387	304	412	343	438	383	463		
387	431	412	457	438	483	463	508		
431	452	457	479	483	505	508	529		
452	477	479	503	505	527	529	552		
477	509	503	531	527	553	552	578	224	295
509	540	531	564	553	589	578	614		
540	577	564	604	589	630	614	657		
577	666	604	681	630	697	657	708		
666	774	681	798	697	821	708	845		
774	813	798	838	821	862	845	887	295	527
813	856	838	881	862	907	887	933		
856	903	881	930	907	957	933	985		
903	966	930	994	957	1,022	985	1,051		
966	1,044	994	1,074	1,022	1,104	1,051	1,135		
1,044	1,416	1,074	1,440	1,104	1,464	1,135	1,489	527	1,118
1,416	1,555	1,440	1,555	1,464	1,555	1,489	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788		
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622 千円以上		3,654 千円以上		3,685 千円以上		3,717 千円以上			

- 2 1 の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
 - (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号（令和7年4月30日財務省告示第122号改正）第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1 から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和８年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円
	800	1,800		10,800	11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
4年	1,600	2,600	27年	12,900	13,900
5年	2,000	3,000	28年	13,600	14,600
6年	2,400	3,400	29年	14,300	15,300
7年	2,800	3,800	30年	15,000	16,000
8年	3,200	4,200	31年	15,700	16,700
9年	3,600	4,600	32年	16,400	17,400
10年	4,000	5,000	33年	17,100	18,100
11年	4,400	5,400	34年	17,800	18,800
12年	4,800	5,800	35年	18,500	19,500
13年	5,200	6,200	36年	19,200	20,200
14年	5,600	6,600	37年	19,900	20,900
15年	6,000	7,000	38年	20,600	21,600
16年	6,400	7,400	39年	21,300	22,300
17年	6,800	7,800	40年	22,000	23,000
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

（備考）

- 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 所得税法第30条第6項第1号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（令和８年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等（※1） の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
短期退職手当等（※2） の場合	① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額≤300万円の場合
	$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
	② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額＞300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等（※3） の場合	特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

（※）1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。

- 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

（注）1 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和８年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)−(C))×102.1%
1,950,000円以下	5 %	—	((A)×5 %)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	((A)×10% − 97,500円)×102.1%
3,300,000円〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	((A)×20% − 427,500円)×102.1%
6,950,000円〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	((A)×23% − 636,000円)×102.1%
9,000,000円〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	((A)×33% − 1,536,000円)×102.1%
18,000,000円〃 40,000,000円 〃	40%	2,796,000円	((A)×40% − 2,796,000円)×102.1%
40,000,000円〃	45%	4,796,000円	((A)×45% − 4,796,000円)×102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、以下の別表（別表第一～別表第四）を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額及び別表第三により求めた基礎控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者（特別）控除の額及び扶養控除の額又は特定親族特別控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第四に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法(平成24年3月31日財務省告示第116号(令和7年4月30日財務省告示第123号改正))(令和８年分)〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	158,333	54,167円
158,334	299,999	(A)×30 % + 6,667円
300,000	549,999	(A)×20 % + 36,667円
550,000	708,330	(A)×10 % + 91,667円
708,331	—	162,500円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配 偶 者（ 特 別 ） 控 除 の 額	31,667円
扶養控除の額又は特定親族特別控除の額	31,667円×源泉控除対象親族の数

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		基 礎 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	2,120,833	48,334円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834	—	0円

別表第四

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	(B)× 5.105 %
162,501	275,000	(B)×10.210 % − 8,296円
275,001	579,166	(B)×20.420 % − 36,374円
579,167	750,000	(B)×23.483 % − 54,113円
750,001	1,500,000	(B)×33.693 % − 130,688円
1,500,001	3,333,333	(B)×40.840 % − 237,893円
3,333,334	—	(B)×45.945 % − 408,061円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 税額表の使用区分

居住者に支払う毎月（日）の給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下これらを「税額表」といいます。）を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表 (1ページ)	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
日額表 (8ページ)	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
	日 雇 賃 金	丙 欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (15ページ)	賞 与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙 欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2 税額表の使い方

毎月（日）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、扶養親族等の数の「0人」から「7人」までの各欄に区分されていますので、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています^(注1)。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者^(注2・7)と源泉控除対象親族^(注3・7)との合計数をいいます^(注4)。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合^(注5)には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者^(注6)や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人^(注7)がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

(注) 1 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに、月額表を使用する際は1,610円を、日額表を使用する際は50円を控除した金額とします。

2 「源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人（令和8年中の所得の見積額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

3 「源泉控除対象親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 控除対象扶養親族^(※)

(2) 特定親族（給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（令和8年分の所得税については、平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）の親族（里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で令和8年中の所得の見積額が58万円超123万円以下の人をいいます。）のうち、令和8年中の所得の見積額が100万円以下の人

(※) 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族（給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族（里子及び養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人をいいます。）のうち、次の1又は2の場合に応じそれぞれ次に定める人をいいます。

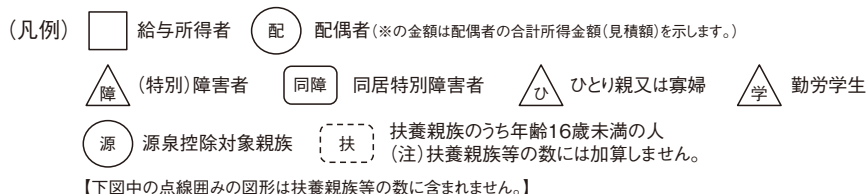
1 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（令和8年分の所得税については、平成23年1月1日以前に

- 生まれた人)
- 2 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (1) 年齢16歳以上30歳未満の人（令和8年分の所得税については、平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人）
- (2) 年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「給与等の支払を受ける人から令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
- 4 給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。
- 「給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人が提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与等の支払を受ける人を、その配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。
- 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 「給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族」とは、給与等の支払を受ける人が提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象親族（注3(2)に該当する人に限ります。）である旨の記載がされた親族が、他の人を、その親族の提出した給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象親族（注3(2)に該当する人に限ります。）として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその親族をいいます。
- 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 5 「障害者」、「寡婦」、「ひとり親」及び「勤労学生」等の範囲については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のしかた」をご確認ください。
- 6 「同一生計配偶者」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人をいいます。
- 7 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、給与所得者の扶養控除等申告書に親族関係書類（その国外居住親族である源泉控除対象親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する場合には、親族関係書類に加えて、その該当する旨を証する書類である留学ビザ等書類）が添付等された扶養親族等に限ります。
- 詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね次の図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、次の図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、次の図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。



《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下				900万円超			
		※95万円超	※95万円超	※95万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円超 95万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※58万円以下 (源泉控除対象配偶者)
扶養親族等の数	900万円以下	0人	0人	1人	1人	2人	2人	3人	3人
	900万円超	0人	0人	1人	1人	2人	2人	3人	3人

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法（18ページ「月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」参照）によりその給与等に対する源泉徴収税額を求めることができます。

(1) 月額表甲欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ	給与等の支給額（月額）	420,000円
ロ	給与等から控除する社会保険料等	63,400円
ハ	扶養親族等の数	2人
	（源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族1人）	

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,600円（420,000円－63,400円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,600円が含まれる「356,000円以上359,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額7,020円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする税額です。

(三) (月 額 表)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶 養 親 族 等					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	税					
円	円	円	円	円	円	円	円
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	
341,000	344,000	11,000	8,040	6,410	4,800	3,190	
344,000	347,000	11,240	8,160	6,530	4,920	3,310	
347,000	350,000	11,490	8,280	6,660	5,040	3,430	
350,000	353,000	11,730	8,500	6,780	5,170	3,550	
353,000	356,000	11,980	8,750	6,900	5,290	3,680	
356,000	359,000	12,220	9,000	7,020	5,410	3,800	
359,000	362,000	12,470	9,240	7,150	5,530	3,920	

（注） 税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことにご注意ください。

(2) 月額表乙欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

イ 給与等の支給額（月額）	80,750円
ロ 給与等から控除する社会保険料等	なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「105,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」となっています。したがって、2,473円（80,750円×3.063%、1円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする税額です。

(3) 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

(4) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ 賞与の支給額	554,000円
ロ 賞与から控除する社会保険料等	85,593円
ハ 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額	196,616円
ニ 扶養親族等の数	2人
（源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族1人）	

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれている「143千円以上276千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。
- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料85,593円を控除した残額468,407円に2.042%を乗じた金額9,564円（468,407円×2.042%、1円未満の端数は切り捨てます。）が、その賞与から源泉徴収をする税額です。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		以 上	
	前 月 の 社 会 保 険							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	82	千円未満	107	千円未満	143	千円未満		
2.042	82	94	107	250	143	276	276	321
4.084	94	260	250	289	276	321	321	377
6.126	260	309	289	346	321	377	377	400
8.168	309	342	346	373	377	400		

「扶養親族等の
数2人」の欄

前月の社会保険料
等控除後の給与等
の金額196,616円
が含まれる行

賞与の金額に
乗すべき率

賞与の金額に
乗すべき率

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき17ページに掲載している「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②17ページに掲載している「課税退職所得金額の算式の表」の「退職手当等の区分」に応じて計算した課税退職所得金額を課税標準として、18ページに掲載している「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例（退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合）

（設例1）

イ 勤続期間	平成8年10月1日就職～令和8年3月31日退職
ロ 退職手当等の金額	1,700万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

① 勤続年数は29年6か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。

② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。

③ 「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると100万円となります。

$$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると51,050円となります。

$$(100\text{万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050\text{円}$$

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24年	10,800	11,800
25年	11,500	12,500
26年	12,200	13,200
27年	12,900	13,900
28年	13,600	14,600
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700

（退職所得の源泉徴収税額の速算表）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	((A)×10% - 97,500円)×102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	((A)×20% - 427,500円)×102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	((A)×23% - 636,000円)×102.1%

（設例2）

イ 勤続期間（役員等としての期間）	令和4年6月24日役員就任～令和8年6月26日役員退任
ロ 退職手当等の金額	800万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

- ① 役員等としての勤続年数は4年3日ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、役員等勤続年数は5年となります。役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは特定役員退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等800万円は特定役員退職手当等になります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- ③ 「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると600万円となります。
$$800\text{万円} - 200\text{万円} = 600\text{万円}$$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると788,722円となります。
$$(6,000,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\% = 788,722.5\text{円} \Rightarrow 788,722\text{円} \text{（1円未満の端数切捨て）}$$

（設例3）

イ 勤続期間（役員等以外の者としての期間）	令和4年4月1日就職～令和8年4月30日退職
ロ 退職手当等の金額	600万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

- ① 役員等以外の者としての勤続年数は4年1か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は5年となり、これは短期勤続年数に該当します。また、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは短期退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等600万円は短期退職手当等になります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- ③ 短期退職手当等600万円から退職所得控除額200万円を控除した残額は400万円になり、300万円を超えますので、「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると250万円となります。
$$150\text{万円} + \{600\text{万円} - (300\text{万円} + 200\text{万円})\} = 250\text{万円}$$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると155,702円となります。
$$(250\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\% = 155,702.5\text{円} \Rightarrow 155,702\text{円} \text{（1円未満の端数切捨て）}$$

納付書の記載のしかた (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)

- この納付書は、居住者に対して支払う給与、退職手当、税理士・弁護士・司法書士などの報酬について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を納付するときに使用してください。
- 納期の特例の適用を受けている場合と受けていない場合とでは様式が異なりますので注意してください。
- 「年度」(会計年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に納付する場合には、「08」)を記載します。)、 「税務署名」(「税務署番号」欄の記載は不要です。)、 「整理番号」、 「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れがないよう注意してください。
- 納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。

《給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般分）》

支払年月日 実際の支払年月日を記載してください。年月は「納期等の区分」欄と一致します。	税務署名 所轄の税務署名を記載してください。	人 員 各区分ごとに各月の実人員(日雇労働者の賃金は延べ人員)を記載してください。	整理番号 整理番号を間違えないように記載してください。
---	----------------------------------	---	---------------------------------------

国税収納資金(納付書) 整理番号 32309		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書		(記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
区分	支払年月日	人	税	税	税
俸給・給料等(01)					
賞与(税額算出を除く)(02)					
日雇労働者の賃金(06)					
退職手当等(07)					
税理士等の報酬(08)					
役員賞与(09)					
同上の支払確定年月日					

徴収義務者 住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。	本 税 延滞税 合計額
---	---------------------------------

納期等の区分 給与、退職手当等を支払った年月を記載してください。	本 税 「税額」項の計を計算して記載します。
合計額 金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。	(左記の合計額を横収しました。

《給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）》

支払年月日 「納期等の区分」欄に記載した期間内の最初の支払年月日と最後の支払年月日です。(1回だけの支払は左側の年月日のみ記載)	税務署名 所轄の税務署名を記載してください。	人 員 各区分ごとに各月の実人員(日雇労働者の賃金は延べ人員)の支給月分の合計を記載してください。	整理番号 整理番号を間違えないように記載してください。
--	----------------------------------	---	---------------------------------------

国税収納資金(納付書) 整理番号 32399		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書		(記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
区分	支払年月日	人	税	税	税
俸給・給料等(01)					
賞与(税額算出を除く)(02)					
日雇労働者の賃金(06)					
退職手当等(07)					
税理士等の報酬(08)					
役員賞与(09)					
同上の支払確定年月日					

徴収義務者 住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。	本 税 延滞税 合計額
---	---------------------------------

納期等の区分 「納期の特例」の期間の最初と最後の支払年月を記載してください。	本 税 「税額」項の計を計算して記載します。
合計額 金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。	(左記の合計額を横収しました。

※ 1 税金の納期限は、納期の特例の承認の有無に応じ、次のとおりですから、e-Taxを利用するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。

- (1) 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月10日まで
- (2) 納期の特例の承認を受けている場合
1月から6月支払分……7月10日まで
7月から12月支払分……翌年の1月20日まで

上記の10日又は20日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。

※ 2 納付すべき税額が生じない場合であっても、所得税徴収高計算書（領収済通知書）は所轄の税務署にe-Taxにより送信、郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

《所得税徴収高計算書の記載上の注意》

- ・ 黒のボールペンで力を入れて記載してください（所得税徴収高計算書は複写式になっています。）。
- ・ 枠内に楷書で丁寧な記載をお願いします（所得税徴収高計算書を機械処理する場合エラーとなります。）。

（注）合計額の金額頭部には、下記の＜例＞を参考に「¥」字を記載してください。

	縦線1本	すきまを開ける	上につきぬける	角をつくる	閉じる							
＜良い例＞	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
＜悪い例＞	/	2	3	2	0	0	5	7	7	/	2	3
		はみだす		つつける			くずす			かたむける		

金額は右詰めで記載してください。

＜例＞ 合 計 額 ¥ 1 2 3 4 5

記 載 の し か た

「納期等の区分」欄

給与、退職手当又は弁護士・税理士・司法書士等の報酬・料金を支払った年月を記載します。

なお、納期の特例の適用を受けている場合には、納期の特例の期間の最初と最後の支払年月を記載します。

(1) 納期の特例の承認を受けていない場合

〔例〕令和8年1月分の給料をその支給日である同年1月26日に支給した場合

○「納期等の区分」欄

令和	年	月	
0	8	0	1

(支払分 源泉所得税及び復興特別所得税)

(2) 納期の特例の承認を受けている場合

〔例〕令和8年1月分から6月分の給料を同年1月26日から6月25日に支給した場合

○「納期等の区分」欄

令和	年	月		
自	0	8	0	1
至	0	8	0	6

(支払分 源泉所得税及び復興特別所得税)

ただし、支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与についての所得税及び復興特別所得税を納付する場合には、その1年を経過した日の属する年月を記載します。

なお、俸給、給料等の支払年月と支払確定年月が異なる場合には、支払確定年月の異なるものごとに納付書を別に作成し、「摘要」欄に「支払確定年月」を記載してください。

「俸給、給料等」欄	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。 (注) 賞与又は日雇労働者の賃金については、それぞれの欄に記載します。
「支払年月日」項	その通常の給与について実際に支払った年月日を記載します。この場合、同じ月に給与が2回以上支払われているときは、最後の支払年月日を記載します。 なお、納期の特例の承認を受けている場合には、「納期等の区分」欄に記載した期間内に支払った最初と最後の支払年月日を、例えば、次のように記載します。 年 月 日 月 日 0 8 0 1 2 6 ~ 0 6 2 5
「人員」項	俸給、給料等を支給した実人員を記載します。 なお、納期の特例の承認を受けている場合には、実人員の合計数を記載します。
「支給額」項	支給した俸給、給料等の総額を記載します。
「税額」項	「支給額」欄に記載した俸給、給料等について源泉徴収した税額の合計額を記載します。
「摘要」欄	所得税法第9条第1項第3号に該当する増加恩給や遺族年金など又は第7号に該当する在外手当については所得税が課されないこととされていますが、これらについては、「摘要」欄にそれぞれ「(恩)」又は「(在)」と表示し、その人員及び支給額を記載してください。 また、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされる金額を記載した場合には、「摘要」欄に「(財)」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

「賞与（役員賞与を除く。）」欄	○ 法人の場合……「役員に対して支払った賞与」以外の賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。）について記載します。 ○ 個人の場合……必要経費に算入した賞与について記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	その賞与について、「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。

「日雇労働者の賃金」欄	日々雇い入れられる者（日雇労働者など）に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して源泉徴収を行っているものについて記載します。
「人員」項	日々雇い入れられる者（日雇労働者など）の延べ人員を記載します。
「支給額」及び「税額」の各項	日々雇い入れられる者（日雇労働者など）に支払った賃金の総額及びその源泉徴収税額の合計額を記載します。

「退職手当等」欄	退職手当や一時恩給（所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。）などについて記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	所得税法第201条第1項第2号の規定に該当するもの及び同条第3項の規定に該当するものについては、「摘要」欄にその旨並びに人員、支給額及び税額を記載してください。

「税理士等の報酬」欄	弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	司法書士、土地家屋調査士及び海事代理士の業務に関して支払う報酬・料金については、「摘要」欄に「 <u>司</u> 」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

「役員賞与」欄	法人税法第2条第15号に規定する法人の役員に対して支払った賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。）について記載します。
「支払年月日」項	「俸給、給料等」欄に準じて記載します。 なお、支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与についての所得税及び復興特別所得税を納付する場合には、「支払年月日」欄の記載を要しません。
「同上の支払確定年月日」欄	役員賞与について支払の確定した年月日を記載します。
「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与について納付する場合には、納付書を別に作成し、「摘要」欄に「1年経過賞与分」と記載してください。

「年末調整による不足税額」及び「年末調整による超過税額」の各欄	年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合又は超過額を還付した場合に、それぞれの欄に記載します。
「税額」項	その月において、実際に徴収した不足額の合計額又は還付した超過額の合計額を、それぞれの該当欄に記載します。 (注) 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を税務署に提出して年末調整による超過額の還付を受ける場合には、その金額を含めることはできません。

○ 正当額を超えて源泉所得税及び復興特別所得税を納付したため、その誤納額を「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その後に納付すべき税額に充当する場合には、次により記載してください。 ① 給与等の「税額」項には、源泉徴収をした税額からその充当額を差し引いた残額を記載します。 ② 「摘要」欄には、その充当額を「誤納充当金額〇〇円」と記載します。 ○ 租税条約の規定により所得税が免除される者（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2章の所得税の非課税に関する規定の適用を受ける者を含みます。）についての所得税徴収高計算書は、別に作成して、その「摘要」欄に「租税条約適用分」と記載してください。 ○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づいて源泉徴収を猶予した税額がある場合には、「摘要」欄に「<u>災</u>」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。	
---	--



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます！

国税電子申告・納税システム(e-Tax)による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合)

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxソフト(WEB版)をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト(WEB版)のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxソフトをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用ガイド)をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続(準備)を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出(送信)することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出(送信)の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日(法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください(利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください)。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前にPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続(準備)は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト(WEB版)を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

☆☆ e-Taxを利用した納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用のための事前準備(前ページをご覧ください。の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト(WEB版)を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト(WEB版)にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

- ※1 自動ダイレクトを利用する場合、徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、2以下の手続は不要となります。
- ※2 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付(郵送)を省略いたします。

2 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。
- スマホアプリ納付を利用する場合**
 画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」(スマートフォン専用)へアクセスします。

受信通知(納付区分番号通知)

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④ 納付手続の選択にご注意ください。

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ(外部サイト)において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	2631042922100090
氏名又は名称	株式会社国税局
代表者等氏名	国税本部
受付番号	20260710120357171511
受付日時	2026/7/10 12:03:57

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

①

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

電子納税

「A T Mやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
 (控えを取るが、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。

納付金額 83,400 円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

②

インターネットバンキング

クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	国税局
納付金額	83,400 円

③

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	国税局
納付金額	83,400 円

④

スマホアプリ納付

3 納付

- ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
- インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。
- クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(納付金額等)を確認し納付手続を行います。
- スマホアプリ納付を利用する場合**
 「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(納付金額等)を確認し納付手続を行います。

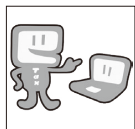
- ※1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- ※2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ※3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。
- ※4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用に